

会議の経過

開議 午前10時00分

平成25年9月20日（第11日目）

議長（青木幸保君）

ただいまから、平成25年第3回平泉町議会定例会第11日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。

本定例会に町長から追加提出された議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議長（青木幸保君）

日程第1、総務教民常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、寺崎敏子議員。

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

閉会中の継続調査の申し出を行います。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、総務教民常任委員会所管にかかる調査について、（1）公共施設の整備と財政について、（2）子育て支援について、（3）交通弱者対策について。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

議長（青木幸保君）

ただいま総務教民常任委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し

出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第2、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、阿部正人議員。

3番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

それでは閉会中の継続調査申出書についてであります。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、産業建設常任委員会所管にかかる調査について、(1) 6次産業化の推進について、(2) 滞在型の観光客誘致策について、(3) 生活道路の舗装化推進について。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長（青木幸保君）

ただいま産業建設常任委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第3、北上川治水調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、北上川治水調査特別委員長の報告を求めます。

北上川治水調査特別委員長、千葉勝男議員。

9番、千葉勝男議員。

9 番（千葉勝男君）

閉会中の継続調査の申し出を行います。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、北上川治水事業について。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議 長（青木幸保君）

ただいま北上川治水調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第4、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長の報告を求めます。

国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長、大内政照議員。

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

閉会中の継続調査について申し出いたします。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出します。記、1、事件、国立博物館誘致及び世界文化遺産調査についてでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（青木幸保君）

ただいま国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によつて閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第5、行財政調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、行財政調査特別委員長の報告を求めます。

行財政調査特別委員長、佐々木雄一議員。

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

閉会中の継続調査を申し出るものであります。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出るものであります。1、事件、行財政の調査についてであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（青木幸保君）

ただいま行財政調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第6、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長、佐藤孝悟議員。

11番、佐藤孝悟議員。

11 番（佐藤孝悟君）

閉会中の継続調査の申出書でございます。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、議会改革調査についてであります。

よろしくご審議のほどお願ひいたします。

議 長（青木幸保君）

ただいま議会改革調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第7、認定第1号、平成24年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第2号、平成24年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第3号、平成24年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第4号、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第5号、平成24年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第6号、平成24年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第7号、平成24年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第8号、平成24年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第9号、平成24年度平泉町水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

この認定案件9件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

委員会審査報告を行います。

認定第1号、平成24年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、平成24年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成24年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成24年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成24年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成24年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成24年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成24年度平泉町水道事業会計決算の認定について、本委員会に付託された平成24年度一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算は、審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

ページをおめくりください。

審査意見、1、町税の不納欠損額及び収入未済額について改善が見られるが、このことは財政運営上極めて大きな問題であり、なお一層収納率の向上に努力されたい。2、国民健康保険特別会計においては、財政が逼迫しており町民の健康増進を図り、医療費の減額に努められたい。3、

道の駅、体育館建設など大型事業の実施にあたっては、町民の意見が十分に反映されるよう配慮されたい。4、放射能汚染の対策は、町民の生命と暮らしを守るため、きめ細かな対策を講じられたい。5、「悠久の湯平泉温泉」の運営にあたっては、福祉事業の一環であることを考慮しながら、抜本的な対策を検討されたい。6、農業振興にあたっては、耕作放棄地に歯止めをかけるため、中山間地域等直接支払制度の促進を図られたい。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより順次採決します。

最初に、認定第1号、平成24年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

次に、認定第2号、平成24年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成24年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

次に、認定第4号、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成24年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成24年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成24年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成24年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、認定第8号は、認定することに決定しました。

次に、認定第9号、平成24年度平泉町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は举手願います。

(举 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

举手全員です。

したがって、認定第9号は、認定することに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第16、議案第44号、平泉町農地等災害復旧事業分担金徴収条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

議案第44号、平泉町農地等災害復旧事業分担金徴収条例につきまして、補足説明させていただきます。

この提案理由の確認でございますが、12ページの裏で町長が提案をしておりますように、町内の農地及び農業用施設について、異常な天然現象により発生した災害に対し、町が国庫補助金等の対象となる災害復旧事業を施工する場合において、受益者から分担金を徴収することを目的にこの条例を制定することでございます。なお、この受益者分担金徴収条例につきましては、平成17年7月の台風6号による災害復旧に限定した条例が制定されておりましたけれども、現在はその効力を失っているため、今議会に新たにこの農地等の災害復旧に対する条例を制定するものであり、今後はこの条例に基づき受益者分担金を徴収しようとするものでございます。

では、条例の中身でございますが、第1条では国庫補助災害、または起債により町が実施する農地、または農業施設の災害復旧に要する費用に充てる事業を定めております。第2条では、事業は被災農地等の所有者等の申請に基づき、町長が適当と認めた場合に施工するものとし、申請者は期限内に申請を取り下げることもできるというものでございます。第3条は分担金の徴収を、第4条では分担金の額を定めております。第5条では、分担金の減免等ができることとし、第6条では、原則として町が必要事項は別に定めるものとして施行規則を定めるものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行し、平成25年7月の梅雨前線豪雨による災害復旧事業から適用するとしております。

以上、よろしく審議のほどお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

こういう災害復旧の補助金もいただいて早速と補助修繕をしていただくということは大変いいことだと思うのですね。それで、分担額の基準というはどういうふうになっているのか、その基準をちょっと説明していただきたいですし、それから5条の分担金の減免について、この減免の基準も含めて詳しくお話ししていただければと思います。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

まずはこの災害復旧の部分では、第1条で示しておりますとおり通常の暫定措置に関する法律、暫定法と通称呼んでいますが、それによりまして国庫補助において災害復旧をする部分、または農地等小災害復旧、もしくは単独災害復旧事業というのは、これについては起債を借りて起債を充当して災害復旧をしていくというものでございますし、また、災害の程度が、まずはその暫定法による部分は基準は2分の1の国の負担ということでございますし、起債に関しては程度に応じて80%とか、今回は例えば小災害については74%の起債の充当率になっていますが、これは実は小災害等につきましては本災害、その暫定法による国庫補助の災害の程度によりまして補助率が嵩嵩していく、嵩上げなっていく、または起債の充当率も嵩上げなっているというシステムがありまして、その程度に応じてです。

今回は、特に7月27日の豪雨に関しては、農地農業用施設に関しては激甚災害対応になっているということで、また特別に補助率、起債の充当が嵩上げになっておりまして、今回の部分につきまして言いますと国の補助については約9割、90%充当されますし、小災害という部分、これは起債の部分ですが、起債を充当する部分については先程言いましたように74%起債が充当されるというふうになっております。いずれ、そうした起債、または補助金で充当されますが、その残りの部分については受益者が負担をするという形になります。その部分をこの条例で定めまして、細部にわたりましては条例の施行規則で定めていく、そして実施しようとするものでございますが、具体的には分担金の額は先程申しましたように補助金の残、起債を充当された残ですね、例えば小災害でありますと26%、その部分につきまして分担金を徴収しようというものでございます。いずれ、これに関しましては、施行規則において町が工事を実施する前に、例えば被災者であるその受益者に対しまして、こうした概算でもってこの程度の負担がありますが、事業を実施しますかということでこちらで連絡をしまして、そして逆に被災者の方から施工申請と、分かりましたと、その受益者の分担金については負担をいたしますという承諾の申請書を町に上げてもらうという形になります。その申請書が上がってきた段階で初めて工事が実施されるという形になります。

減免に関しましては、これはまだ細部について定めていませんので、これについてはいろんな事例等も参考にしながら、今後具体的にケースバイケースになってくるかと思います。その受益者、被災者の財政的な部分とか特殊な事情等があるのかどうか、そういった部分も考慮しながら今後決めていくことになるかと思います。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

やはりきめ細かな申請して窓口での対応を図っていただきたいということでございます。

それで、大きい工事については大方誰もが分かることでしょうけれども、微妙に小さかったり、それから年金生活でなかなか負担が大きくてできないと、難しい問題等も随分耳にするわけでございます。そういうところも、減免をするあたりもきちんとした基準なり何なりをしていかないと不公平さになってくるということも考えられるので、そこは十分お考えだと思いますが、やはり住民によりきめ細かな、それから国からの制度も本当に大いに活用して、そういうところ、住民が安心な暮らしができるようなこういう徴収をしていただければいいというふうに思いますが、もう一度減免のところを、もう少し思っているようなところというのですか、減免はどういう人を対象とするかというふうなところをもう少し詳しく説明いただきたいと思います。

議 長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

まずは分担金を一つは軽減すると、通常の補助金、または起債を充当した残りの部分については原則として受益者が負担することになりますが、この部分について、そういった被災の状況等に応じて、または受益者の経済状況に応じて状況も見ながら、先程言いましたが、例えば生活保護世帯だったというところとか、どうしてもその世帯において特殊な事情があるというふうに判断される場合においては軽減、もしくは免除をするということ、また状況に応じては一度にどうしても受益者が支払いが難しいという場合には猶予という方法もあるかと思います。これは受益者の方とお話し合いをして、その状況を確認した上で個々にどうした減免、軽減等を図っていくかということを対応する形になるかと思います。こちらで一方的に決めるということではなく、やはり話し合いの中で最終的には合意を得た形で措置をしていくことになるかと思います。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

そこら辺は十分にお話をさせていただきたいと思います。

それで、農地だけではなくて農地にかかわって畑や田んぼに行くまでの公共施設の道路復旧なんかには適用なるのですか、それは道路の方になるのか、その辺の線引きというのですか、そういうところはどのようになっているのか、ちょっとお知らせください。

議 長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

まずここで申していますように、農地であるか、または、この適用を受けますのは農業施設、水路、または道路、ため池とかそういうものにもなりますが、これは受益者が2戸以上ある場合に対して適用になるということで、1軒だけの所有物であれば適用になりません。災害復旧事業そのものがそういうものでございまして、ですから、自分の家だけで使っている所有物である水路だ、ため池だ、通路だという部分については適用にならないということでございます。いずれはそういったものも事前に調査をして、この対象となるものかどうかというところを確認した上で手続きを行っていくということになります。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

そうしますと、受益者が2戸以上の場合ということですが、概算で予算を決めてそれで交渉するのだと思うのですが、施工申請の段階で審査をするのですか、しないのか、その辺をお聞きしたいと。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

まず、町で施工すると、最終的には工事をするというものでございますので、実際に受益の方と連絡をとりまして話し合いというか、こちらでは書類的には通知をするわけですけれども、その前段で当然被災状況等、または概算の工事費を見積もって対応するという形になります。また、国庫補助に関しては査定を受けるということも当然ありますので、事前の調査を十分にやって話し合いをするということになります。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

分かったような分からないようなあれですけれども、お聞きします。今、2戸以上という話が出ました。今、問題になっているのはご存知かと思いますけれども、竜巻の問題でも市町村を越えてしまうと、片方何世帯かと世帯数が足りないために補助金は受けられない、同じ竜巻だけれども隣は戸数に達しているから補助金を受けられるということが今大きな社会問題になっておりますけれども、今回のこの場合にはこれに代わる、これは農地ですけれども、本町には一般的の家屋とかといったようなものに対する、こういった同じような補助制度がある、条例があるのかどうか、まずそこをお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

ただいまの質問でございますけれども、農地農業用施設以外の災害におきまして町独自で受益者等からいただくような条例は制定してございません。ただ、国の法令等の中にもしかするとそういう形の救済措置をするような形のものがあるかどうか、ちょっとそこまでは確認してございませんので明確には言えませんけれども、町独自での救済措置としての条例等は制定していないというような状況でございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

では、町民がみんな同じようにサービスを受ける権利があるものですから、これでは農業団体だけいいのではないかと、では我々の方はどうなのだというような問題が生じるのではないかというようなことが危惧されますので、その辺があるかどうかということを聞きたかったわけでございます。

以上です。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。なければ進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号、平泉町農地等災害復旧事業分担金徴収条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第17、議案第45号、定住自立圏形成協定の締結に関し議決を求めるについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

それでは議案書13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第45号、定住自立圏形成協定の締結に関し議決を求めるについての補足説明をさせていただきます。

地方圏におきまして急速な人口の減少、少子高齢化及び人口の流出が進行する中、安心して暮らせる地域を形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食いとめると共に、地方圏への人の流れをつくるための取り組みとして総務省が推進しています定住自立圏構想制度がございます。今回、その制度を活用し、ある程度の都市機能を持つ中心市となります一関市と生活面や経済面でかかわりが深い当町平泉町とが連携し、仮称一関・平泉定住自立圏構想を策定し、その構想に基づき暮らしやすい地域づくりと定住化を進めようとするものでございまして、この定住自立圏構想を策定するにあたり議会の議決をいただき、定住自立圏形成協定を締結する必要がありますことから、前回6月の議会定例会におきまして、平泉町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正していただいたところでございます。今回、その改正条例の第4項の規定に基づきまして、定住自立圏形成協定の締結に関し議決を求めるようとするものでございます。

それでは、議案書14ページをお開きいただきたいと思います。

定住自立圏形成協定書でございます。

第1条では目的といたしまして、一関市と平泉町が連携と協力により、都市機能の整備と生活機能を確保し、圏域の活性化を図り、魅力ある定住自立圏を形成することを規定しております。第2条では基本方針といたしまして、第3条の規定する政策分野について、それぞれの役割を分担して連携を図り、共同し、または補完し合うことを規定しております。第3条では、連携する政策分野及び取り組みの内容並びに役割分担について別表により規定しております。この別表の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきます。第4条では、取り組みの推進にあたり経費が生じる時の費用負担について規定しております。第5条では、この協定を変更する場合の手続きを規定しております。第6条第1項ではこの協定を廃止する場合の手続きを、第2項では第1項に規定する通告の方法を、第3項では第1項の規定により協定を廃止する際の経過期間を規定しております。第7条では、この規定に関し疑義を生じた場合の解決方法について規定しております。

次に、第3条に規定しております連携する政策分野及び取り組みの内容並びに役割分担について別表により説明をいたします。

15ページをお開きいただきたいと思います。

連携する政策分野につきましては、1の生活機能の強化、2の結びつきやネットワークの強化、3の圏域マネジメント能力の強化の三つの分野で連携することとなっており、それぞれの分野で少なくとも一つ以上の連携項目を協定することとなっておりますことから、具体には、生活機能の強化といたしましては、(1) 医療の地域保健医療体制の充実、医療従事者の確保、(2) 福祉の総合的な子育て支援、介護サービスの基盤整備、(3) 産業振興の世界遺産「平泉」を中心とする観光の振興、中小企業の育成等の工業振興、農産物のブランド化などの農業振興、(4) 教

育及び文化の教育環境の整備や教育内容の充実、生涯学習環境の充実やスポーツ活動の振興、世界遺産「平泉」の構成資産及び個別資産の調査研究と保存管理、（5）消防防災の消防防災体制などの充実、結びつきやネットワークの強化におきましては、（1）地域公共交通ではバス等の地域公共交通の維持、（2）交通インフラの整備では、圏域市町間を結ぶ主要幹線道路の整備と他圏域を結ぶ高規格道路の整備促進、（3）協働のまちづくりでは、行政と協働した地域づくり、（4）地域内外の住民との交流、移住促進につきましては、移住定住の促進、次に圏域マネジメント能力の強化につきましては、（1）中心市等における人材育成の中の圏域市町職員の育成、外部人材の確保について連携しようとするものでございます。

なお、取り組みの内容及び役割分担については記載のとおりでございますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

私が一番心配しているのは、こういうふうにやることによって本来平泉が、この間の一般質問でもありまして、町長は、平泉は単独で自立してやるのだといったようなことを申し上げておりました。これをやると一局集中に結び付いてしまうのではないかと、一関の中心地に人口の流出が始まらないのではないかということを私は一番心配してございます。

聞くところによりますと一関市は、合併しまして全体的な人口は減っております。これはどこもご存知のとおりですけれども、でも、旧一関市ということになると他の市町村よりも減少率は少ないと聞いてございます。というのは、要するに市内の方への人口集中が始まっていると、こういうふうに私は思っているのです。こうなってくると、みんな平泉の人たちも一関の方がいいといったようなことになってしまいのではないかということを一番心配しているということがまず一つと、こういうふうに連携することによって、例えば学校の学区なんかは廃止することもできるのかどうか、要するに小学校、俺は一関に行きたいという人は行けるようになるのかどうか、その辺も協定によってはできるのではないかというふうに私は思っておりますし、幼稚園、保育園、そういったような問題も一関の方に行きたいという人は自由に行けるようになるのではないかということ、それと先日もありましたように、一関に行った場合には、例えば他市町村から来た時に一関市内に家を構えるという時には100万、200万円という補助金が出ると、平泉でもやるべきだということを私申し上げたいきさつがございます。そういうようなものも、そうななってくると一緒に平泉もやらなければならないのではないかと、政策も全く同じように一関とやっていかなければだめなのではないか、そうななってくると平泉カラーが失われてくるのではないかということを一番私は心配しておりますし、他の市町村にないところを一歩でも二歩でも進んでいるのが平泉の生きる道だと、みんなが集まつくる道だというふうに感じております。

て、その点、中学校までの医療費の問題なんかはほかでやっていないと、平泉はそれだけいいところなのですよということで私はPRして今日まで参りました。それを一つひとつ、他の市町村よりも一つでもいいから、ないよさを平泉が出していかなければならぬと、こういうふうに思うと、一関とまるっきり同じになってしまふのではないかというふうに私は考えております。その辺、町長はどういうふうに考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

高橋議員のご質問でございますけれども、最初のこの協定を締結することによって様々な事業が中心市でございます一関市の方に集中して、そちらの方に人口流出等、もちろん一関市内も含め平泉町も含め、そういう形のものが起これ得るのではないかというお話をございますけれども、これにつきましては、あくまでも一関市、平泉町それが総合計画で計画してございます事業を推進するにあたり、それが独自の事業を実施するわけでございまして、今回の協定をもとに一関市、平泉町が互いに使える大型建造物とか事業を共同で実施するというような形のものではございません。それぞれ今までどおり行政サービス施策を推進してございますけれども、これらの行政施策を推進するにあたり財政的に、総務省等から特別交付税の交付並びに新たな起債事業ですね、交付税措置があります起債事業の適用できるかという形で、財政面で有利に展開できるというふうなこともございまして、今回このような定住自立圏協定を締結いたしまして、その中に具体にこれから個々の事業を盛り込むわけでございますけれども、個々の具体的な事業を盛り込んで、それにそれぞれの自治体が対応していくというようなことでございます。でございますので、確かに一関市、平泉町それぞれの対応施策によりまして、その差によりまして人の流れというものは起きる可能性はございますけれども、それぞれそれにつきましては、お互いの自治体がそれに対応するような施策等をこれから展開するというようなことで、それについては対応できるものではないかと思ってございます。

それからもう一つ、学区制でございますけれども、学区制につきましては、もちろんそのようなことについては、できるかできないか、そこまでちょっと私、把握してございませんけれども、少なくともそのような内容のものを協定の中に盛り込むようなことは全く考えてございませんので、それは起きないということでございます。

それから、一関市、平泉町とも似たような形になって独自性が出せなくなつて、同じような施策の展開の中での流れになつてくるのではないかというようなご指摘でございますけれども、それにつきましても、それが総合計画を定めまして、その中で行政施策展開をしているものでございます。それらのお互いの総合計画に基づく施策展開をするものでございますので、それにつきましては、両者が共有した中での総合計画に基づくこれらの事務事業実施というものではございません。これはあくまでも、今、既存のそれが計画している総合計画の中で、今後やるべきものをこれについては一関市、平泉町とかかわりがある、お互いに連携を取り合つてネットワークの中でできるようなその事業について盛り込みながら、特にその中でこれから事業費等

が過大にかかると想定される大型事業、例えば体育館建設でありますとか道の駅でありますとか、または基幹道路となります祇園線の改良計画でございますとか、それらを主要事業というふうな形の中に捉えまして、それらについては先程申し上げました地域活性化事業債という起債事業でございます。これについては充当率90%で、借入れを起こした元利償還金の30%が交付税対象になるものでございます。それらを活用できるものとなるものでございまして、あくまでも財政的な優位性がこの計画をつくることによって出てくることから、今回この協定の締結の同意案件を提案しているものでございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

そうすると、例えはこれで今回、締結を結んだ場合、細かいことについて、例えは今言った小学校とか、あるいは幼稚園とか、こういったようなことの事業をやる場合には、要するに議会というか我々は知ることができるのでしょうか。その協定というか細かいことの、今度は一緒にこういうことをやろうというのは、全て我々に公表、公開されるのかどうか、その辺。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

今回提案してございます定住自立圏形成協定の議案が可決されましたら、10月中旬頃を目処に一関市と平泉町が協定を締結する予定でございます。その後に、今度は具体的な計画でございます定住自立圏共生ビジョンなるものを策定していくわけでございますけれども、その策定の中で、今度は一関市の第三者、住民の方々、平泉町の住民の代表の方々によりまして懇談会を開催するわけでございます。その中で住民の方々の意見をいただきますし、その都度この協定ビジョンがまとまり次第、もちろん議会の全員協議会にも諮りまして、内容をお知らせしながらご意見をいただきのような形で進めて参りたいというふうには考えてございます。

議 長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

では、向こうと話し合う時の平泉からの是非人材を慎重に選んでいただいて、本当の平泉人、平泉にプライドを持った人間をひとつ向こうに出していただくように希望いたします。

以上です。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

大体5番議員の意見、質問で聞いたのですが、聞いていると今までと何も変わりはない、現在

と変わりない、全部広域の中でやって来ていますし、教育も一関と平泉、一緒にやって来ているから何の変わりもなくやっているような気がするのですね。それで、そうするとこの自立圏の協定をすることに一番当町としては何を期待しているのかということをまず1点。

それから持つていき方にすると当時の合併協議会に近いような方向性で持つていいているように今の説明だと感じるので、やはり他の町民たちも、何だ、これはちょっと合併を考えた施策になつてきているのではないかという思惑をさせてしまう傾向があるような気がするのですね。だから、その辺の説明をきちっとしていかないといけないと思います。その説明の方法の仕方、いや、こういうのがあるので委員になってくださいと安易に、やはり5番議員が言うように安易に人選をしないで慎重にしていただきたいということが2点目。

それから、このことについて、以前ちょっと説明をしていただいた時に、これはあくまでもハード事業ではなくてソフト事業でございますというようなお話の記憶があります。本当かどうか、そこをもうちょっと確認、今の課長の説明だと、体育館や道の駅等にも財政的なところもと、一番財政なのだろうというふうに何となく私も気付いてはいるのですけれども、その辺のところをもう一度確認しておきたいということでございます。3点でございます。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

まず1点目のこの協定をすることによって期待している内容でございますけれども、まさしく財政面でございます。まず一つは特別交付税として計画制定後5年間にわたりまして、これは概算でございますけれども、9,500万円の特別交付税が、5年間の合計でございますが、交付される予定でございます。主にこれにつきましては、3点目の質問でこれは全員協議会での説明の中では主にソフト事業というふうな説明を申し上げましたけれども、まさしくこの9,500万円につきましてはソフト事業に重点的に充当させていただく内容となるものでございます。それからもう一つ、地域活性化事業債、この協定を締結いたしまして計画書を作成することによりまして、その地域活性化事業債という新たな起債事業を発行することができます。それはあくまでも起債ではございますけれども、ただ、一般的な起債ですと交付税の還元措置がございませんが、この地域活性化事業債というものを活用することによりまして、事業費の90%を借り入れすることができます。その借り入れした額の元利償還金の30%については毎年度交付税として措置されるものでございますので、これらを有効に活用しながら、既存の総合計画で計画している事業実施についても有効活用ができるというふうなことで、財政面で非常にメリットがあるというようなところで今回提案させていただいているものでございます。

それから、この計画を策定にあたり懇話会を設立するわけでございますけれども、その中の構成員につきましては、議員ご指摘のとおり十分に平泉町の内容を分かり、平泉町の思いを十分に伝えられる方を人選して参りたいというふうに思ってございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

4 番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

私も以前説明される時も資料として今持っているので、特別交付税については5年間の共生ビジョン、計画ですね、平泉で言う総合計画に記載された事業の一般財源に対して交付されると、ただし、共生ビジョンに記載する事業が特別交付税の上限額に満たない場合は、その額が交付額となりますということで、やはり計画をしっかりと立てなければいけないということですね。また、共生ビジョンは5年ごとに更新するものですということになっていると、今回この締結をして5年間、また更に5年間向こうに持つていけるという意味合いが含まれている文面なのでしょうかということ1点。

それから、そうすると両市町のそれぞれの、総合計画が一関にもあると思いますね。それらを両方で共生ビジョンを策定したり、それは懇話会だけでやるものなのか、職員同士での策定するにあたっての計画を職員の、私は一番この圏域のマネジメント能力の強化というところで職員研修、防災研修という、この辺のところを非常に期待するところですが、やはり小さい町は小さくなりなのでしょうけれども、やはり対岸に向けた大きい考え方や、よその町での施策での成功例等をいろいろと研究したり勉強したりすることが非常にいいことではないかというふうに思うので、何を言いたいかというと、要するに行政職員同士の、計画に載せるためにいろいろな情報交換しながら両市町のビジョンをつくるのか、それとも別々でただドッキングさせていくものなのかということを2点目です。

最後になります。この協定を結ぶにあたりまして当町ではちょっとここは心配だというところを更に強化していかなければならないと思うのですが、ちょっとそのところも、いい、いいと、これはいいことだ、いいことだと諸手を挙げているのではなくて、いいことではあるけれども、ここはちょっと気になるところだというところがおありでしたら、ちょっとそこら辺、教えていただきたいです。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

初めに計画の更新でございますけれども、この計画につきましては5年間ということでございます。ただ、それ以降の計画の更新もあるということでございます。けれども、特別交付税が交付される期間については当初計画の5年間、5年間で終了というふうに理解してございますし、それ以降、その計画自体は継続はできるというような内容だと捉えてございます。ただ、継続することによりまして、先程言いました地域活性化事業債等の事業の活用でございますけれども、それらにつきましては、ちょっと私もそこまでの詳細な資料ございませんので把握していませんけれども、もしかしたら特別交付税は5年間でなくなりますけれども、それ以降も事業債ですね、地域活性化事業債等につきましては活用できるものではないかというふうには考えてございます。

それから、この計画を策定するにあたって行政はどういう位置付けというかでございますけれ

ども、あくまでもこれについては、住民からなる懇談会によって策定するものではございません。行政サイド同士の職員によりましてそれぞれ今、総合計画でやって年度計画で実施している内容のものをこれだ、これだというふうにそれぞれが出し合いまして、それをこの懇談会の中に諮りまして、ご意見をいただいていくというような流れで進めていくものでございます。

それから気になるところという内容でございますけれども、特にはその辺はお互い行政の職員がそれぞれ、先程も高橋議員からもご意見いただきましたけれども、過去の合併等の流れの中になってくるのではないかという心配もあろうかと思いますので、それらについては重々配慮しながら、お互いの現在政策展開してございます内容で、それが特に財政面で有利に働く方向性だけを重点的に考えながら、それぞれで内容的には策定していきたいというふうな流れで考えてございます。

議 長（青木幸保君）

よろしいですか。

それでは、質疑の途中ですけれども、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時23分

議 長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

1番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

この定住自立圏構想についてですが、平成20年に国がこういった形で提唱して出されているわけですけれども、その後、全国的に今のところ中心市宣言をしているのは80市、80ちょっとの市であって、そして岩手県は対象となる市は六つほど上げられていますけれども、今のところは一関市だけが中心市宣言をしているということで、まだ締結しているところはないということですが、ちょっと締結したことによってのメリット、デメリットというところでちょっと調べてみたところですけれども、やはり取り組んでいる内容については、今回の資料にも出ているように医療の連携とか交通網とか人口減少によってという必要なメリットというのは非常に多岐にわたって上げられているようすけれども、今までの質疑の中でもありましたように、一番はやはり財政的なメリットというところに絞られているように感じています。ですが、医療連携とか定住化とか、そういった本当に理想的な課題がたくさんあるわけですけれども、そういったことをうたいながら、実際は財政的な5年間のメリットだというところにちょっと疑問を感じるわけですけれども、その辺のところの真意をよく調査しないで簡単に議会で議決していいのかというふうに今考えているところですが、やはり5番議員がおっしゃったように、中心市にどうしても集約してしまうのではないかと、そういう危惧もありますし、それから人的交流というところでは、実際に平泉の行政の中で事業を進めていく上で、今いる人材が、職員が専任のそこの自立

圈構想にかかわるような職員を配置できるのかと、そこをちょっと一つ目にお聞きしたいことと、それから全体的な取り組みがたくさん上げられているのですが、それが早く言えば財政のことが一番の飛び付いた内容だというふうにちょっと聞こえるわけですけれども、やはりそこが本質なのかということ、そこ2点についてお伺いいたしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

この計画を策定するための専任の職員についてはということでございますけれども、これにつきましては、今、配置されております職員の中でそれぞれ担当をさせておりますので、特に新たな職員等の配置というものではございませんし、今の体制の中で十分対応し得るものであると思ってございます。いずれ、中心的なその事務、実際的に計画書を策定したりする事務につきましては、両磐広域市町村圏協議会というふうな形で一関市と平泉町で協議会を持ってございますけれども、その協議会の方の事務局、一関市が事務局をしておりますが、そちらの方で具体的な計画書作成なり、そういう形での事務については実施していただくというふうな形の中で進めているところでございます。

それから、最終的には財政だけでこの事業に取り組んだのかというようなことでございますけれども、定住自立圏形成協定書の中にお示ししてございます取り組み分野、それぞれ政策名でございますけれども、これにつきましては、特に新たに新しくというものの中はそんなにないかと思います。いずれ、今まで取り組んでいるそれぞれの政策分野の中の部分をそれぞれこういうふうに具体に、この中身についてお互いに協定項目としましょうということでお示ししているものでございます。これにつきまして、先程申し上げました5年にわたって9,500万円、上限が9,500万円でございますけれども、その交付されます交付税を充当させるというものでございますので、新たに事業を実施するために新たな事業を展開していくというものについてはそんなに多いものではないかと思っております。いずれ、既存の中でやっている中身のものを、最終的には財政的な有利性ということから今回この事業に取り組むわけでございますけれども、いずれ今までやっていたものについても新たに交付税が交付されて、それを充当していくということでございますので、一番のメリットはやはり財政的なものであるというふうに考えてございます。

議 長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

今まで全国のそういった市の取り組み、議会への対応とかそういうところを見ますと、やはり協定にあたっては議会運営委員会の方に出されて、そこで審議をしてという形の上げ方をして、そしてなおかつ協定を結ぶ市ですね、結構複数の市と町という形があるようですけれども、そこもやはり議会の中で同じ共通認識を持つための説明とか、そういったことも対応として行われているようです。そういうことをちょっと考えてみると、やはりそれだけの理解を得るために時間がかかるものではないかと思うのですが、今、もう10月に協定と、そして平成26年1月

にはビジョンと、そういう形でもう先行しているように見えますけれども、それでいいのかというところがあるのですが、そこについてはどうでしょうか。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

いずれ、この計画につきましては、6月に今回の提案している内容についての議会での議決をいただかなければならないという形の条例案の改正案も提示したところでございます。その以前からこういう内容につきましては取り組みたいという意向がございましたので、その中でお互いに担当部署で協議をしながら進めているところでございまして、十分に今のスケジュールの中で間に合うと思ってございますし、そもそも今展開している、今回この中で財政的な支援を受けようとする事業にいたしましても、現在政策、施策の中で展開している事業がほとんどござりますので、改めてその事業そのものにご理解というものについては、それほど住民の方々に疑問を受けるような内容ではないというふうに思ってございます。あくまでもこれについては現在実施している、または新たに進める事業もあるうと思いますけれども、それらに対しての財源措置として、財源として充当させていただくための、計画策定のための手続きであるというふうにご理解をいただければと思ってございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

本当にうたっている全国での取り組みの中で、やはりさっきも申しましたけれども、医療連携とか本当に今、人口減少といった地域の疲弊とか、そういったことからする時に、本当に必要な施策だと本当にうたわれている、本当に理想的な形だとは思うのですけれど、なんか本質的な、ここに本当に力を入れなければいけないというところがちょっと今回の話を聞いていると、今、目の前にある大型事業のためにどうしてもこれは必要な財源だというようになんて聞こえてしまうのですけれども、そのちょっとうたわれているところとそこにどうしても疑問を感じてしまうのですが、それについてはどうでしょうか。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

今回の計画策定につきましては、新たなまちづくり計画を策定するものではございません。まちづくりにつきましては、現在、既存でございます新平泉町総合計画の計画に基づいてこのまちづくりを進めているわけでございまして、これはそのまちづくりを進めるにあたっての財政的な裏付け、更にですね、更に上乗せの裏付けになるものであるというふうに考えながら実施に取り組んでいるところでございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

難しい質問はしませんので簡単に答えていただければ結構ですが、共生ビジョンの策定は一関市となっていますが、一関市だけでつくるような印象ですが、なんか今までの説明だと一緒につくるような話をしていますよね。この辺がちょっと曖昧というか、もし共生ビジョンの策定、平泉町もかかわるのであれば一関市・平泉ぐらいの表現があってもいいのかと。というのは、なぜこういう質問をするかというと、この協定書は実は対等な関係なのか、一関市が主で平泉が従だよというような従属的な関係なのか、ちょっとこれ分からぬのですよ。そこら辺、まず1点目、答えていただきたい。

それから2点目は、政策分野の中の別表ね、政策分野の中の17ページの裏側の方ですね。地域内外の住民との交流、移住促進の中で、移住定住の促進の中に取り組み内容としては「移住定住に関する情報を一本化し」とありますよね。そうしますと、これも情報の窓口なり、ホームページなりに出すのかもしれないですけれども、これ一関市に乗るわけですね。一関市にこういう部署が、情報の一本化の部署があるということで、平泉は関与できないのでしょうか。ちょっとこの辺が疑問でした。

それから、その下の方の圏域市町職員の育成の中の取り組み内容というところで、「人事交流など」という言葉がありますが、これは職員の人事異動も含めた交流になるのでしょうか。その3点です。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

まずこの協定の主従の、どちらが主でどちらが従かという形のお話でございますけれども、この協定はあくまでも両者が対等な立場での協定でございます。ただ、この計画書策定にあたりまして、どうしても人口4万人以上の中心的機能を持つ市というものの中心市宣言というものが必要になりますことから、一関市が中心市ということで中心市宣言をしていただいているものでございまして、協定そのものの内容につきましては、そのまま中心市が実施する役割とか、その他の構成する団体がする役割というふうな形に分けられますけれども、あくまでも協定そのものについてはお互いにフィフティフィフティといいますか、五分五分でお互いに対等な立場ということになってございます。5万人というふうに書いてございますけれども、概ね規定でまず4万人いればいいというふうなことで4万人という話をしました。

それから情報でございます。定住化に向けての情報の一本化ということでございますけれども、これは中心市となる一関市にその情報の基点を置くというものではなく、一つの考え方として、お互いにどちらのホームページからもどちらの案件の情報もとれるというような考え方、スタンスでございますので、一関市のホームページを開いても平泉町のホームページを開いても、どちらからでも同じような情報が得られて、そちらでそれぞれそのホームページを閲覧した方々の選択が可能になるというような形のことを想定しているものでございます。

それから、人事交流でございますけれども、これは最終的にどういうところまで具体なものはまだこの段階では描いておりませんけれども、一つとしましては、市と平泉町の人事交流というものも一つであると思いますし、それから外部からの指導者という立場でも来ていただくということについても対応は可能であるというふうには聞いてございますので、そういった内容で、まだ具体的な取り組み方法についてはこれからの中でというふうな形になろうかと思いますけれども、いずれそういう今ご指摘されました一関、平泉町の交流もあり得るというものかと思います。

以上です。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

情報の一本化というのは、やはり窓口が一本化でなければ、答える人が2カ所で答えているのでは違った答えが出る可能性もあるのでね、ちょっとその辺はやはりもう少し、まだ決まっていないという話になるのかもしれないですけれども、単なる記載されている情報を見る分にはどちらから見てもいいと思うのですけれどもね、実際その問い合わせなり来た場合、やはり答える部署は1カ所でなければだめだという感じはしますよ。そこら辺で多分これは情報一本化という表現にしていると思うのですが、是非そういったところはもっとシビアにやっていかないと、あとで混乱するということになるのでお願いしたいと思います。

やはり職員の人事異動等についても、やはり今後、近場、特にこういった協定を結ぶ以上は積極的にやるべきだと思いますね。やはり私は広域行政組合に行っていて一関市の職員の方なんかと話していく中で、やはりちょっと違うという感じは受けていますので、お互いの能力アップといいますか、そういうことも含めた人事交流というのを是非やってほしいというふうに思います。多分これは言葉の中には含まれているような気がしますけれども、もし今後そういったことを進めるのであれば、共生ビジョンの中でそういうことも含めてやってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

これから事務的なお互いの作業が進むわけでございますけれども、その中でこういうふうなご意見をいただいたというようなことでお話ししながら検討を進めて参りたいというふうに考えております。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

第5条に協定の変更ということがございます。この変更の内容は、どの程度までの変更ができるのか、その辺をちょっとお聞かせください。そして、5年以内に2回も3回も変更できるもの

か、その辺はどういうふうになっているか、ちょっと。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

この協定につきましては、締結をいたしまして最低2年間はこの協定内容を継続しなければならないということでございます。それ以降、2年以上経過した中で議会からの同意等をいただきながら廃止することもできますしというふうな内容になっているものでございます。いずれ、最低2年間はこの協定を締結した際には継続していくというような状況になっております。2年後につきましては解除も可能ということの内容でございます。

議 長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6 番（石川章君）

双方で有識者会議が開かれる、そしてそこら辺で詳細なものができるというお話でございましたが、いずれこの内容的なものをこの2年間の間、その間にまた議会で議論してこういったことを修正した方がいいのではないかということも可能なのかどうか、その辺ちょっと。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

共生ビジョンの中に掲げます事務事業については、基本的には毎年見直しをかけるということになっているようでございますので、その情勢、情勢におきまして内容的には、基本的に協定内容にかかわる、協定で規定いたしました内容の中にかかわるものについては毎年見直しをかけることは可能であるというふうになされてございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

この定住自立圏構想は、中心市が手を上げてそれに賛同する部分が協定に調印するということですから、この一関市の中心市の宣言というのは資料として私は存じ上げないのですが、中心市宣言というものはどういうもので、ここにある3分野を網羅しているものと思われますけれども、どういう内容をされて、それに基づく形成協定を締結するということのようですから、その部分はどのようにになっているのかということですね。ですから、今後、住民でしたか、懇談会で共生ビジョンを策定する、先程から総務企画課長は、今までの総合計画の内容をやる、やると言っているのですが、それではそこで話された部分は総合計画とイコールになるのか、民間の人を当てるというのですが、そうすると総合計画とは全然別個な話が出てくるということになると思うのですよ。その部分がそちらで決まって予算的にも決まる、こちら、議会を通ることにはなると思うけれども、なんか違和感を覚えるのですが、そちら辺はどのような理解の仕方をされているの

か。

今までの総合計画だというので、具体的な話で17ページにある地域公共交通の関係、平泉でも生活バス路線とコミュニティ交通の利用促進についてやるというのですが、例えば前にデマンド交通も検討したけれども、諸所の理由によって頓挫しているわけですが、それらもその中では平泉から一関への医療関係へ行くことができないということで頓挫した理由の一つとして上げられておったわけですが、それらがこの定住自立圏構想の共生ビジョンで、それらの規制が解除になってできるような見通しもあるのかということを具体的に承知しているのかお聞きしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

初めに、一関市が宣言してございます中心市宣言の概要ということでございますけれども、これにつきましては、本年の4月23日に一関市長から宣言されたものでございます。いずれ、概要といたしましては、一関市、平泉町については、これまでも生活圏、経済圏、文化圏を同じくして、それぞれの地域が互いに連携協力し合いながら地域づくりを取り組んできていると。特にも両磐広域市町村圏協議会等の設置、または過去に遡りましては一関地方衛生組合、東磐環境組合、一関地方広域連合、東磐広域行政組合等々の広域行政も含めて、遠い昔からそういう形で取り組んでいるというふうな経過をもちまして、今後につきましても地理的、歴史的に密接な関係にある一関市と平泉町とが互いに連携し、それぞれの個性を生かした活力あるまちづくりを進め、圏域の課題解決を図る取り組みをやっていきましょうという、ちょっと概要でございますけれども、そういうような内容の宣言をしているところでございます。そのほかに、この中心市となり得る要件等をそれぞれ資料として添付しているというような状況でございます。

それから総合計画、今後、共生ビジョン策定懇談会の中で、住民等からそういう総合計画とは違う内容のものが出ていた場合というような形の話でございますけれども、基本的に共生ビジョンとなる計画の中には、一関市、平泉町とも総合計画に基づいた内容の事務事業について盛り込んでいくということになってございます。いずれ、懇談会の中で多種多様なご意見をいただくものは考えてございますけれども、基本的にそれが実行しようとしている計画に基づいた中の流れの考え方でございますので、それとの差異については、それぞれ事務局サイドからその際にはご説明をしながらご理解をいただいて、こういう流れでこういう事業の内容を取り組んでいきたいというふうな説明をしながらご理解をいただいていくものと考えてございます。

それからデマンド交通についてでございますけれども、確かに定住自立圏構想の中の特別交付税の交付される内容については、デマンド交通についても対応可能だと考えてございます。ただし、あくまでもこれは5年間の交付税の措置でございまして、それ以降の財政措置はないものと思ってございますので、その内容等を十分検討した上で今後の取り組みについては考えていきたいというふうに思ってございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

よろしいですか。

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

中心市宣言は今まで一緒にやってきたからということのようですが、その中で個性を生かすというのですが、例えばこれら総合計画の全ての部分で一関市とすり合わせを行うということになるのか部分的に、総合計画といつても全て一関市の総合計画と合っているわけではないので、その部分の平泉町の特徴というか、これはやりたいという部分ですね、特に予算的にも年度で限られているようですから、どのような、先程のお話ですと、体育館、道路というお話ですが、それらの使い方というか、この組み込み方というか、予算への組み込み方はどのような形になるのか、当町でつくった予算を向こうで協議して、それを承諾されないと予算に組めないとということにはなりはしないかということ、年度ごとにそれが毎年一関市と協議していくなければならないということになると思うのですが、それらに関して、そういう事務的な煩雑な部分が出てくると思うのですが、予算決定とそれらの時期がずれはしないかという危惧もあるのですが、どの時点で協議をし住民の声を吸い上げるか、なんか先程のお話ですと、住民の声は聞くけれども総合計画の内容に盛り込めるものである限りというようなお話ですから、私は声を聞くということにはならないような気がするのですが、そこら辺の懸念について、どのような認識がおありなのかお尋ねします。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

この計画自体、この計画に基づいて一関市、平泉町が1市2町で、例えば別な会計を立ち上げてその中で事業展開をするというものではございません。全く別でございまして、この計画に盛り込んだものをそれぞれの市町の今までの予算の中で執行しながら、最終的にはこの項目に載っている事業について特別交付税が交付されますけれども、その交付税を充当していくという形になろうかと思ってございます。ですので、最終的には主管省でございます総務省から、どういう事業をこの特別交付税に盛り込んだのかという調査はあるというふうに聞いておりますので、そういう形での事務量の増ということはあるかと思いますけれども、予算そのものはそれぞれ一関市、平泉町で毎年組んでございます予算の中で執行していくというような内容でございます。その中に歳入として特別交付税が増額されて、それを充当していくというような流れになっていくものと考えてございます。

議 長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

そうすると、総務省は調査するというのですが、交付税に該当するかどうかの事業は自立圏構想の協議するだけで執行というか、交付税の申請になるのかどうかですね、総務省のやはり内々

に打診はするのだとは思うのですけれども、その事業に盛り込める予算措置ができるかという事務的な流れはどうなるのかということですね。調査だけなのか総務省にそういう伺いを立てて予算の交付を受けるのかということと、それと先程の答弁でデマンドの関係で、これは特区みたいな形にしないと確かに町外へ移送できないというような話でしたから、そこら辺も踏み込んで、どうせ定住圏というか、今回の協定をするのですから、そこまで踏み込んだ形での考え方があつてかかるべきだと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

特別交付税として入ってくる予算の流れでございますけれども、これはあくまでも想定でございますけれども、事業実施いたしまして、この定住自立圏構想計画に基づく内容に合致する事業をそれぞれ報告いたしまして、それに基づきまして最終的には特別交付税として各自治体に交付されるものというふうに思ってございます。いずれ、それが平泉町の場合は年間1,000万円というふうにされてございますので、その1,000万円に満たない場合はその平泉町の方で報告した額でその年度については終了というような形で想定してございます。

それから、デマンド交通の活用でございますけれども、確かにあくまでも市町村圏域を越えてということになりますと別な許可等が必要となってきますので、広域な形で運行ということになればそういう形の手続き等、協議等も必要になってくるかと思ってございます。もし実施するといったとしても、現在もしやると想定した場合については、町内での運行という形にしばらくはとどまるものというふうに現在では想定してございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

今までこの構想について縷々質問があったわけでございますけれども、2番、4番議員からお話をありがとうございましたが、今まで同じように広域的な活動を手を携えてやってきた、今回このような協定という書面で物事を表してみると、そういう形でこういう協定書を交わすということは一体どういう意味合いがあるのか、意図があるのかということをお聞きしたいと思います。また、書面で表すということはある程度縛られてくるのか、そういう意味から言いますと、これは5番議員が言っておりましたとおり、独自の色が出せないのでないかという、そういう意味合いが出てくるのかと思います。いずれ自立した平泉町でありたいという思いで町長もおるわけでございますので、そういう意味ではほかの自治体と違う色を今まで出してきたと思いますし、これからもより強くそういうものを出していく必要があるのだと思います。今回の協定はいろんな形、いろんな内容的な整合性をとっていかなければいけないということから考えますと、やはりこの協定に一定程度縛られてくることは出てくるのであろうと。その縛られることによって独自の色が

本当に出せるのか、そのところが疑問だと思いますし、まず総務省の国の目的というのは、今回はやはり力のある基礎的自治体をつくりたいという、そういう思いもあるようでございます。そういう意味では、この定住自立圏構想というのはある程度大きな目的が一つあるのかという思いがございます。この定住自立圏構想に関して大きな意味合いの合併とか、そういう話は今回の協定書を交わす、そしてそのあとの協議に関しても似たような感じがいたします。そういう意味で、本来のやはり意図というのは一体何なのだろうかというクエスチョンマークを普通の人が持ってくるということが、やはりそういうことを町長はどういう思いでこれを進めようとするのか、お聞きしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

定住自立圏構想については、この全文が示しているとおりで、やはり今、地方における問題点というのが浮き彫りになってきているのは現実となっています。それをやはり地方としてもっと力を蓄える、そういうふうな思いというのがこの中にあるんだろうというふうに思っています。それの一つの方法だというふうに思ってございますし、ただ、それは平泉町の独自性が失われるものであればこの構想自体は私とすれば反対します。やはりこれは平泉の今後の財政も含めて、やはり平泉の独自性を、今やろうとしていることを実際にできる一つのアイテムとして私は考えていきたいというふうに考えております。ですので、独自性というのをやはりその中できちんと、今までやってきたこと、課長の方から何度も答弁させていただいておりますが、今、計画している総合計画をいかに具体に、財政的な裏打ちもその中でできるということですので、それを活用するというのがやはり今回の自立圏構想の部分が大きいのかというふうに思っています。

それで、合併云々というふうな話もありますが、決してその布石というか、流れにつながるものではないと、もうそれは私自身、何の搖るぎもない考え方で、これははっきりさせておきたいというふうに思っております。いずれ、平泉をより強固なものにするためのものだというふうにご理解願えればというふうに思います。

以上です。

議 長（青木幸保君）

よろしいですか。

それでは、質問の途中ですけれども、ここで昼食休憩といたします。

休憩 午後 0 時 0 2 分

再開 午後 1 時 0 0 分

議 長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

11番、佐藤孝悟議員。

1 1 番（佐藤孝悟君）

7月24日に一関が中心市宣言をやったところでございますが、どうも気になっておりまして、あの時の写真が町長がおもしろくないような顔をしているものですから大変気になっておったわけでございますけれども、そこでですが、先程町長が平泉の個性が生かされないような構想であれば撤退することもいとわないようなお話をしたわけでございますけれども、そこまで私、引き出そうと思って質問したわけではないのですが、やはりやる以上はまとめる方向でやらなければいけないということが、これは当然の話だと思います。また、確信の分でどうしても合わない、これを合わせるとつぶれてしまうと、そういう形になれば、よく言われる棚上げはやはり必要だと思います。そういう意味では、一緒にやるという今までのあり方もありますし、これからもっとよくやろうというところに今入ってきておるわけでありますので、やはりこれはまとめる、そういう方向付けて動く必要があるのかと思います。

そこでですが、また大変失礼な質問をしますけれども、これが議決されない場合というのは不都合な部分というのはあるのでしょうか。一番心配されるところはその部分でありますけれども、ただ、今までやっていた部分でやれば別にどうということはないのですが、今回の協定はそういう意味合いがあるのかと、そのところをちょっと心配していますけれども、逆の面も質問するようで申し訳ないですけれども、お聞きしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

もし今回、今ご提案申し上げている案件が否決された場合というような話でございますけれども、いずれこれにつきましては一関市と平泉町が連携をしながら、その中の取り組みとして一関市は中心市宣言を行っているところでございます。でございますので、この流れで当町が否決という状況になれば、一関市は平泉町と連携しての定住自立圏構想の策定はできないということになります。しかし、今の構成の中で一関市、合併した一関市、旧体制からいたしますと、定住自立圏構想そのものは一関市だけでも策定できるというような内容にはなってございますので、改めてそういう動きを一関市が独自でするというようなことは想定されるところでございます。ただ、いずれ今の流れの中で話しますと、やはり一関市、平泉町という連携の中での一関市の中心市宣言でございますから、これについては白紙に戻されるような形になるものであると考えておりますので、これを引き続き継続的な形の流れには乗っていけないというような状況にならうかと思います。

議 長（青木幸保君）

1 1 番、佐藤孝悟議員。

1 1 番（佐藤孝悟君）

分かりました。

それと、共通のビジョンを立ち上げる場合ですね、年間1,000万円ほど補助金という形で来ますけれども、その中でも同じように同調しなければいけない状況になった時に負担分が増える、

通常我々平泉の中でやる分に関してはこのくらいで収まるのだけれども、一関の方に合わせた場合それ以上にかかるという部分がもしかしてあるのかと思います。できるだけそういうのは避けながらやるのでしょうけれども、ものによっては年間の1,000万円以上になるという、これは5年間トータルでやっていくのだろうと思いますけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

定住自立圏、連携して取り組むということの話でございますけれども、一つの事業を一関市、平泉町が二つで取り組む、1市1町で取り組むという形態ではございませんで、それぞれが同じような目的を持ってやる事業について、連携をしながら、今までどおりのそれぞれの自治体の予算でもってそれが独自で実施していくという流れになっておりますので、一関市、平泉町共同で事業実施して、一関市に合わせるために事業費が膨れあがってそのための負担金が多くなるとか、その指標が多くなるというような方向性にある取り組みをするものではございません。ただ、お互いに保健ないし社会福祉なり学校なり学校教育なり、それぞれの施策の中でお互いに連携、この協定の中で連携できるものについては連携しながらお互いに強調して高めていきましょうという形のものの計画をつくりまして、それに対する財政措置をいただくというような流れになるものだということでございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。なければ進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号、定住自立圏形成協定の締結に関し議決を求めるについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第18、議案第46号、岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協

議に関し議決を求ることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

議案書19ページをお開きいただきたいと思います。

議案第46号、岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求ることについての補足説明をさせていただきます。

この案件につきましては、平成26年1月1日をもって滝沢市に市制移行する岩手郡滝沢村を平成25年12月31日をもって岩手県自治会館管理組合から脱退させようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号、岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求ることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

（举手全員）

議長（青木幸保君）

举手全員です。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第19、議案第47号、平成24年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畠建設水道課長。

建設水道課長（鳥畠正彦君）

それでは議案書20ページをお開きください。

議案第47号、平成24年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての補足説明をさせていただきます。

昨年4月1日に施行されました地方公営企業法の改正に伴いまして、資本制度の見直しが行われております。この資本制度の改正では、利益の処分を行う場合は、地方公営企業法第32条第2項により、利益の処分は条例の定めるところにより、または議会の議決を得て行わなければならないというふうに改正されております。このことから、今回、平成24年度の未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

今回の未処分利益剰余金のうち、企業債の償還の財源に充てるために200万円を減債積立金に、将来の欠損に備え200万円を利益積立金にそれぞれ積立てをいたします。残余については繰越しをいたしまして、収益の減少や老朽化した水道施設の修繕費の増加などにより決算で欠損金が生じた場合に繰越利益剰余金をもって欠損を埋めようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

まず、この剰余金について地方財政法の方では、公営企業会計をやっているところの剰余金の2分の1以上を翌々年の年までに積立てとか起債の償還に充てなければならぬというようなことがあります。そうなってくると、翌々年ということは、今年の957万円というのは去年の約300いくらだったかという金額と今年度の六百何十万の剰余金を足して900何がしという金額になると。去年は、去年のものが344万円だから去年の2分の1、そして今年の613万円の2分の1以上を積立てなければならないというような基準になっていると思うのですけれども、そうなってくるとこの478万円以上を積まなければ分からぬのではないかというふうに私の計算ではなるのですけれども、その辺はどういうふうに計算するのか、ちょっとそこをお聞きしたい。

議 長（青木幸保君）

鳥畠建設水道課長。

建設水道課長（鳥畠正彦君）

昨年の4月1日以前の地方公営企業法ではそういう決まりでなっておりましたけれども、4月1日からの改正に伴いまして、その未処分について自由裁量ということで、ただし、その処分については条例、または議会の承認を得るということに法改正がされたということで、昨年からこういうことで議会の議決を求めているということでございます。

議 長（青木幸保君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

今回は剩余金が出て積立てにそれぞれ回しておりますが、今後計画される2億8,000万円ほどの事業がございますが、その場合に、これらの充当財源だけでは、積立金だけでは足りないと思うのですが、どういう資金計画を立てておられるのかお示し願いたいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畠建設水道課長。

建設水道課長（鳥畠正彦君）

将来の今後予定されております一番大きな事業は配水池の建設計画でございますけれども、その事業費については、これらの剩余金については当然充てる計画にしておりますけれども、そのほかにやはり年々配水管の布設替え等も計画的に進めなければいけないということですので、現在、水道料金の値上げということの検討をしている状況でございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

この間も値上げして当町は水道料金そんなに安くないということで言われているところですが、そうしますと積立金のうち今あるのがおよそ1億140万円ほどだと思いますが、これら全部使えるわけではなくて、減災積立てはその工事には使えないで建設改良積立金しかないのかと思うのですが、そうしますと、そのほかを値上げでカバーするという考え方になりますか。

議長（青木幸保君）

鳥畠建設水道課長。

建設水道課長（鳥畠正彦君）

現在、建設改良積立金が4,500万円ほどございますが、当然この中の一部もそういう事業費に充てられるための積立金ですので当然それも充てると。そして残りについては起債も借入れると。ただ、それだけでは将来的に厳しいものですから、やはりある程度の水道料金の値上げはその時期になりましたら必要になるのではないかというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第47号、平成24年度平泉町水道事業会計未処分利益剩余金の処分

についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第20、議案第48号、平成25年度平泉町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

議案書21ページをお開きください。

議案第48号、平成25年度平泉町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、21ページの裏をお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきます。款項同額の場合は項の補正額で説明をいたします。

初めに歳入でございます。

1款町税、1項町民税1,465万3,000円、これは現年課税分の増額でございます。

9款地方交付税、1項地方交付税4,520万4,000円、これは普通交付税の増額でございます。

11款分担金及び負担金446万6,000円、1項負担金5万4,000円の減、2項分担金452万円。

13款国庫支出金7,062万4,000円、1項国庫負担金9,631万4,000円、これは公共土木施設災害復旧事業負担金の増額でございます。2項国庫補助金2,637万2,000円の減、これには子育て支援交付金569万7,000円の減額、社会資本整備総合交付金1,183万円の減額、観自在王院跡公有化事業補助金856万1,000円の減額が含まれております。3項委託金68万2,000円。

14款県支出金3,336万5,000円、2項県補助金3,340万9,000円、これには子育て支援対策臨時特例事業費補助金879万2,000円の増額、利用自粛牧草等処理円滑化事業補助金534万5,000円の増額、農地等災害復旧事業費補助金834万円の増額、林道施設災害復旧事業費補助金560万円の増額が含まれております。3項委託金4万4,000円の減。

18款繰越金、1項繰越金8,053万5,000円、これは前年度繰越金の増額でございます。

19款諸収入、5項雑入7,000円。

20款町債、1項町債6,960万円、これには道路橋梁改良事業870万円の減額、公共土木施設災害復旧事業6,260万円の増額、農地等災害復旧事業1,200万円の増額が含まれております。

歳入合計3億1,845万4,000円。

次に、議案書22ページをご覧ください。

歳出でございます。

2 款総務費4,255万9,000円、1項総務管理費4,227万1,000円、これには財政調整基金積立金4,006万7,000円の増額が含まれております。2項徴税費15万7,000円、5項統計調査費13万1,000円。

3 款民生費1,418万3,000円、1項社会福祉費188万7,000円、2項児童福祉費1,229万6,000円、これにはすきの子クラブ増築工事費892万5,000円の増額が含まれております。

4 款衛生費153万6,000円、1項保健衛生費143万5,000円、2項清掃費10万1,000円。

6 款農林水産業費2,077万2,000円、1項農業費1,681万円、これには用地取得費734万2,000円の増額、利用自肅牧草等処理円滑化事業費補助金534万6,000円の増額が含まれております。2項林業費396万2,000円。

7 款商工費、1項商工費598万円。

8 款土木費223万2,000円の減、1項土木管理費421万7,000円の減、2項道路橋梁費1,117万1,000円、これには町道補修工事費525万7,000円増額、用地取得費1,011万3,000円の増額が含まれております。3項河川費38万7,000円、4項都市計画費966万8,000円の減、これには下水道事業特別会計繰出金930万9,000円の減額が含まれております。5項住宅費9万5,000円。

9 款消防費、1項消防費39万5,000円。

10 款教育費579万3,000円の減、次に議案書22ページの裏をお開きください。1項教育総務費219万1,000円、3項中学校費18万6,000円、4項幼稚園費16万2,000円、5項社会教育費971万6,000円の減、これには用地取得費720万1,000円の減額が含まれております。6項保健体育費138万4,000円。

11 款災害復旧費2億3,105万4,000円、1項土木施設災害復旧費1億8,460万円、これには測量設計業務委託料1,200万円の増額、工事請負費1億6,660万円の増額が含まれております。2項農林水産施設災害復旧費4,645万4,000円、これには農業施設災害復旧工事費2,900万円の増額、林道施設災害復旧工事費800万円の増額が含まれております。

14 款予備費、1項予備費1,000万円。

歳出合計3億1,845万4,000円。

次に、議案書23ページをご覧ください。

第2表、地方債補正でございます。追加と変更でございまして、初めに追加分について説明をいたします。起債の目的、農地等災害復旧事業、限度額1,200万円、林道施設災害復旧事業、限度額370万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては2事業とも共通でございまして、起債の方法は普通貸付、または証券発行、利率は3%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置き期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えることができるとしております。

次に変更分について説明をいたします。

道路橋梁改良事業の変更前の限度額8,730万円を変更後の限度額7,860万円に、公共土木施設災害復旧事業の変更前の限度額200万円を変更後の限度額6,460万円に変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、寺崎敏子議員。

ページ数をお示しください。

4番（寺崎敏子君）

24ページです。24ページの13款国庫支出金のところで2項1目民生費国庫補助金569万7,000円、子育て支援交付金というのが減額になっているのですが、この減額になったのをご説明いただきたいと思います。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

24ページの国庫補助金の減額でございますが、この国庫補助の子育て支援交付金という事業が7月の通知によりまして、県の補助金であります子育て支援対策臨時特例基金ということでそちらの方の事業に移行になりました。そのことで、次のページの方で増えております。ただ、若干金額も増えておりますが、事業の基準額もありまして、また、こちらでも追加してもいい事業等もあったために300万円近く増えております。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

23ページの裏ですね、町税の関係です。補正1,465万3,000円ということですが、決算の方を見ても、平成24年度の決算を見ると非常に、平成24年度の決算だと2億3,400万円ということですが、ここ1,465万3,000円となります2億4,290万円ですね、これは800万円もあれすけれども、実際にこの1,465万3,000円というのは増えてくるのかどうかと、歳出か何かの計画があって歳入も増やしておかなければならぬというものでもないだらうと思うけれども、この予算の考え方とすれば2億4,200万円も入るのかということですが、平成24年度は2億3,400万円ですよね、多くても。ですから、随分本当によく予算こんなに多く立てるのだということで大分見込みがあるのかということ1点ね、入ってくる根拠があるかということですね。

それから25ページでございます。25ページですが、14款2項5目の農林費県補助金とあ

りますが、この説明の中の利用自肅牧草等処理円滑化事業補助金534万5,000円ありますが、それといわて農林水産物消費者理解増進対策180万円、まずこの534万5,000円というのは県補助金もあって、歳出も534万5,000、534万6,000円となっているのだが、いずれこれは何件の対応、何件というか、利用自肅対象者が何件になっているのかということですね。

それともう一つですが、14款2項8目の教育費県補助金とあります。これが観自在王院跡公有化事業補助金とありますが、マイナス107万円ということになっています。観自在王院跡の公有化事業、これはどんな意味の減額になったのかということですね。

それから28ページの裏でございますが、6款1項4目の畜産業費ですか、説明の中の17節の用地取得費というのあります、公有財産購入費、これはどこを買ったのかと、734万2,000円買うのかということですね、この用地取得費、どこに当たるのかということですね。それから下の19節、ここは534万6,000円なっているね、534万5,000が。これはいいです。まあ、ともかく数字は違っている。いずれ今の用地取得に734万2,000円の説明をお願いしたいということです。

それから29ページの裏でございます。13節委託料、これは超小型モビリティ計画策定及び効果検証委託料というのはどういうものかというところですが、この部分をご説明をしていただければと。

それから30ページの裏、8款2項3目17節の公有財産購入費1,011万3,000円、用地取得費、これはどういうものかです。

それから32ページの裏、10款教育費の中の5項5目文化財調査整備費ですか、この中の17節、ここにも公有財産購入費720万1,000円マイナスになっていますが、何の部分でマイナス、予定していたものが買わなくなつたということでしょうが、この部分についてのご説明をお願いしたい。

以上です。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

個人町民税の補正でございますけれども、所得の確定によります増額補正でございます。それで昨年度は震災関連の業種の方、あるいは米価も若干上がっておりますので農業所得も若干増えています。それに伴って増えておりまして、この補正額につきましては、例年の収納率を掛けた数字でございますので、この合計の2億4,290万円の収納は可能かというふうに思ってございます。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

農林費県補助金の利用自肅牧草等処理円滑化事業補助金534万5,000円ですが、これにつきましては、いわゆる放射線対策の一環として県の補助金、県単補助ということで100%補助でございまして、歳出の方では例えば28ページの裏に農林水産業費の畜産業費のところに負担金補助及

び交付金という形で出しているものですが、これは対象については63戸、51ヘクタールを対象地としまして昨年度、平成24年度においても800万円ほどの同事業を行っておりますが、今年度更に、昨年度対象とならなかった、また事業が完了しなかった牧草地等においての事業を執行しようとするものでございます。

また、補助金として岩手農林水産物消費者理解増進対策事業補助金でございますが、これにおきましても100%の補助金でありまして、首都圏において町内の農産物の販売を通して食材としての品質の高さや安全安心をPRして、産地としての信頼回復及び販路の拡大を図るという目的でございまして、具体的には現在首都圏において大きく3事業を企画しております、それらに伴う歳出としましては28ページの裏の3目農林振興費の9節旅費から14節の使用料及び賃借料においての費用に充てるというものでございまして、大きなものとしてはやはり旅費、そしてそういった食材の通信運搬費用、そしてイベントのスペースの賃借料とか、そういったものがありますけれども、そういった費用に充てるというものでございます。

議長（青木幸保君）

及川文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

25ページの教育費県補助金の減額の意味ですけれども、これは今年から観自在王院跡の公有化を進めて参りますが、その対象となる内容の変更に伴っての減額ということで県の補助金も減額になっているものでございます。併せて、32ページの裏ですか、文化財調査整備費の公有財産購入費、用地取得費が720万1,000円の減ということですが、これも同じものでございまして、公有化する対象の内容が変更することによりまして生じました減額ということになります。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

28ページの裏のページ、畜産業費の17節公有財産購入費でございます734万2,000円につきましては、長島の字深山地内にございます牧草地でございますけれども、これにつきましては土地開発基金の中の管理する土地ということでございますけれども、この土地を、土地開発基金におきましては基金上1億1,681万4,000円の残高がございますけれども、これを具体な現金化しようというようなことで今回予算補正いたしまして、この土地を取得し現金化にするというものでございます。今回その予算化をして土地で持っている財産を現金化するための予算を補正したものでございます。

議長（青木幸保君）

千葉觀光商工課長。

觀光商工課長（千葉多嘉男君）

29ページの裏でございます。觀光振興費の中の13節委託料、超小型モビリティ計画策定及び効果の検証という内容でございますが、超小型モビリティというものでございますが、これは

自動車よりちょっと小さいコンパクトで小回りの利く電気自動車のことを言いまして、電気を使うということで環境性能に優れた地域の手軽な移動の足になる、1人から2人乗り程度の車両でございます。今回、国土交通省の社会実験ということでこの超小型モビリティ電気自動車を3台リースして観光客、地域住民の方と公用車として町の中を走らせまして、3年間です。3年間の事業でございますが、その計画策定をしていただき、その効果を検証していただくという委託料の中身でございます。

議長（青木幸保君）

鳥畠建設水道課長。

建設水道課長（鳥畠正彦君）

30ページの裏の3目道路新設改良費の公有財産購入費1,011万3,000円ですけれども、実はこれは平成4年に黄金荘に行くところの道路改良をした際の用地については土地開発基金を使って用地買収をしたということで、今回、土地開発基金では帳簿上は土地で持っているということなので、それを現金で持つということで今回補正をして、土地開発基金にお金を振り込むという内容のものでございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

まず町税の関係ね、平成24年度がかなりの税収があったわけですが、更にそれよりも税収を上げるということは本当に入ってくるのかという、嬉しいことですよ、大変嬉しいことですが、それについてお話ししたので、去年が2億3,400万円がまた更に2億4,200万円も本当に上積み、減るのならあれですが、何かのために歳出の還元かとそんなことを言ってしまったのですが、いずれこの辺は立て方が、予算ですからそれはあとで減額すればあれですけれども、ただ、あまりにも極端ではないかというふうに、本当に入ってくるのかというようなところでした。その辺ですね。

それから畜産業費で負担金534万6,000円ですか、利用自肅牧草等処理円滑化事業費補助金、この51ヘクタールというのは、今年は51ヘクタールと、これは調査して放射能の値が安全化なれば少なくなっていくのだろうというふうに思いますが、これは今後もこういう予想でね、これは今の状態ではその安全性を保っていけるのかどうか、横ばいというか、基準値にしても測定値にしてもそれが横ばいにいくのかどうかというようなところね、その心配、心配の部分を今お伺いすることですが、その辺をお願いします。

それと先程、公有財産購入費、これは総務企画課長からも出ましたが、あと鳥畠建設水道課長の方から、この公有財産の現金化するという、土地を現金化するという、基金からですね、この現金化するというところをもう少し分かりやすく説明していただければいいのですが、ちょっとその現金化するという、ものを現金に換えるというその部分が、固定資産との関係がどうなって、関係ないのかどうか、いずれその部分の現金化の部分ちょっと分かりにくいくらいでもう少し分かりやすく説明してください。

議 長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

利用自肅牧草等処理円滑化事業費の今回の補助金に関しましては、昨年、そして今年度と行っているわけですが、この事業については最終的には牧草再生処理事業、これは県の農業公社をはじめとして実施しておりますが、その再生処理事業をやるために農家個々が事前の再生処理をしやすくするための前段の事業ということですので、最終的には県の牧草を再生処理する処理事業を実施して、そのあとに育ってきた、生えてきた牧草を最終的には再度検査をしまして、それが基準値以下に収まっているということであればそれは利用の自肅が解除されると、利用できるという状態になります。それはその検査を終えた段階で合格して徐々にその自肅面積は減っていくものだと思いますが、それが来年全部解除になるかどうかは結果次第ということですし、現在行っている部分については検査結果としては全てが合格しているわけではなくて、再度そういう再生処理事業を必要とする場所もありますし、まだ手付かずのところもあるということで今年度も事業をやっていくわけですけれども、いざれそうした再度検査をしてその結果次第で牧草が再利用できるかどうかという判断がなっていくということです。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

畜産業費の734万2,000円でございますけれども、平成24年度の決算書をお持ちであれば267ページをちょっとお開きいただきたいと思いますけれども、267ページでございます。この中の大きな項目3番、基金という表がございます。この中の表の下から3行目に土地開発基金というふうな項目がございますけれども、この中に土地開発基金の決算年度末残高1億168万1,000円というふうに記載してございます。これが基金台帳に載っております総額でございます。本来であれば基金でございますので現金化しておくべきものでございますが、現在この土地開発基金の現金といたしましては、このページの4番目の平泉町土地開発基金という今度別な表を見ていただきたい、その下の表を見ていただきたいと思いますけれども、この中の表の一番下の欄の決算年度末現在高1,804万9,000円とございます。これが実際、現金として現在保有している基金の現金高でございますので、望ましい形としましてはこの基金1億何がしの額全てが現金で保有すべきものと考えてございます。ということから、今回その中の一部でございますけれども、畜産業費に計上してございます深山の草地と、それから片岡地区の道路用地の分につきまして予算化いたしまして現金化をするというものでございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

町税に関しましては、確定申告による収入の確定によりまして課税額が確定したということで

ござりますので、ちょっと昨年と比べますとかなり増えておりますが、先程お話ししたような理由で増えているものと推測してございます。いずれ、それに徴収率、平年並みの徴収率を掛けて算出してございますので、これで徴収できるものというふうに考えております。

議 長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

分かりましたが、では利用自肅牧草等処理円滑化事業ですか、この51ヘクタール、これは町民の畜産関係からの申請があつて調査したのか、まだまだ独自に調査してそういう地域があるのかどうか、ただ申請された部分だけを調査した結果が51ヘクタールということなのか、そのあたり、また、でなければその対応がどうなのかということ、その辺、お伺いします。

議 長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

この面積につきましては、牧草を所有している農家の方と調査及び届け出というか申し出、そういうしたものによりまして取りまとめているということで、最終的にはもちろんそういった補助金の手続きを経て補助金を交付していくということにはなりますが、いずれ事前にこちらで調査をし、また、農家の方から届け出があったものを取りまとめてやっているということでござります。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

先程の文化財の関係の公有化事業、これは計画変更ということですが、どういう計画変更なのか、土地を買わなくなつたということですからよほど大きな変更かとは思うのですが、地権者とうまくいかなくて変更したのか、その辺をお聞かせ願いたいと思いますし、先程のモビリティの関係では3台をリースして公用車として使うということによろしいのですかということと、民間でもそれと似たような部分で始めたというように報道されておりますけれども、それらとはリンクしないものだとは思うのですが、そこら辺の動きとの関連でお聞かせ願いたいと思います。

それとちょっと戻りますけれども、28ページになりますか、これは4款1項3目環境衛生費の中で大平公葬地法面復旧事業測量になつてゐるのですが、これも公葬地であります、毛越寺については今整備をしているということになっておりますが、大平も公葬地だとすればこちらも将来的と、今今やれということではないのですが、やる状況にあるのかということをお尋ねしたいと思います。

同じ28ページに4款2項1目塵芥処理費ということで、委託料としてコンクリート柱撤去業務委託料とあるのですが、これはどういう事情によるものかお知らせ願いたいと思います。

議 長（青木幸保君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

ご質問のありましたことですが、観自在王院跡のことで計画変更ということでございます。観自在王院跡は3軒の家屋が残ってございまして、これは全てコアゾーンの中に入っておりますので改築等のこともちょっとままならない状況でございます。この3軒の方々に今お話しをさせていただきながら進めているところで、当然順番が出てくるわけですけれども、このお話をさせていただいている中で順番の変更が生じております。それによっての対象が変わったことによつての減額になっているということでございます。話がうまくいっていないということではなくて、話がうまく進んでいる状態の中での変更になってきているということでご理解いただきたいと思います。

議 長（青木幸保君）

千葉觀光商工課長。

觀光商工課長（千葉多嘉男君）

29ページの裏の13節委託料の小型モビリティの運用方法でございますが、町民だけではなくて観光客の方にも無償でレンタルいたしまして、これは祝日、土日、これは冬場はちょっと使えないこともありますので、11月いっぱいまでお貸ししたいと思っていましたし、町民の方々にもいろんな、無償でこれもレンタルいたしまして、実験的に走っていただきまして、それアンケートをいただいて今後の活用につなげていきたいと思っておりますし、庁舎内の、例えば觀光課でいくと駐車場まで管理のために行くために使うとか、そういう形で公用車的に使って、それらもデータをとって今後の運用に使ってデータをとってやっていくというものでございます。

町内のレンタ会社で最近新聞に載った、恐らくバギーのことだと思うのですけれども、それにつきましては内容がまるっきり違うということでございますので、バッティングはしないということです。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

28ページの大平公葬地の設計業務ですが、大平公葬地も公葬地の分は町の公葬地でございますが、毛越公葬地との違いは、毛越公葬地はお墓自体の通常の管理運営というのですか、それについて管理母体ができていないということです。こちらの大平公葬地については管理組合というか、そういうものが組織されております。ただ、今回、7月末の大雨の災害によりまして法面が崩壊いたしました。それで、それについてはこの管理組合で直せるような状況ではないということで、今回、測量の設計業務の委託料を持ちました。そして、こここの設計をしていただいてから実際に直すところについては次の補正になるかと思っているところでございます。

それから次のコンクリート柱の撤去業務委託ですが、これは不法投棄というか、いろいろ調査したのですけれども、コンクリート柱が町道の部分に捨ててあるというか置いてあります、4

～5年前からこのような状況であったということで再三県の方でも、町道の部分ですけれども、県の部分とも隣接していまして、草刈り等については県で刈っていたいた状況で、そういう管理する上でもやはり大変であるということもあったりしまして、早く避けてほしいというような要望もありまして、今回、町の方でここに撤去業務の委託料を予算化しました。また、これはごみということではないので建設業者に委託しなければならない事業だと思っております。場所は水道事業所が、伽羅瀬の水道がありますが、その周辺、少し町道と県道のあたりだということです。ということで、私は直接現場を見ていませんが、水道事業所の付近ということでございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

いろいろなことがあるのですが、先程のモビリティの関係だと業者と競合しないというのですが、向こうも貸出し、確かに時間制だったと思うのですが、1時間1,000円か2,000円という部分のところと競合しないといって、こちらは無料で、アンケートをとるためだというのですが、私は競合しているように思うのですが、そこら辺、もう一度うまくやっていくのだとは思うのですが、そこら辺、確認をおきたいと思いますし、このデータというは何々なのか、要するにランニングコストなのか乗った方の行動範囲なのか、それら全部だといえば全部でしょうけれども、何をデータとしてとる目的でやるのかお知らせ願いたい。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

今回の事業につきましては、小型モビリティにつきましては観光客等に無償でレンタルするということで、町内業者の方々と競合して若干の売上げが下がるということは懸念されますけれども、ただ、この実験を通じて3年後、この効率性が、効用性が認められた場合にはそういったレンタサイクルの方々にも移行して利用していただけるということもありますので、そういった観点からはいいのかと思っておりますし、もう一つにつきましては、データはスマートフォンを設置しまして、ナビゲーションを付けまして、それでそれを見て町内を観光していただきますし、そのデータをもって走行車の移動を、どういった町内の観光をしているか、中尊寺に行って毛越寺に行ってといったといったデータもとりまして、今後の運行に役立てていきたいということで考えております。

議 長（青木幸保君）

よろしいですか。

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

いや、競合してもいいのですよ。今後増えるかもしれないです。そのことによってですね、業

者も有料でやっていてもそちらの方が活況を呈すかもしれないし、今後この部分等を拡充することによって、歩くまでいかなくとも歩くに近いスピードで、少なくとも平泉にその時間とどまるということでは一つのいいツールだとは思うものですから、その部分とこの管理を町が主体としてやるのかどうかというところが見えてこないのですが、それをどこかに委託するのか、ちょっと庁舎内の移動にも使うというとどういう管理運営をするのかお聞かせ願いたいと思います。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

管理につきましては、3台リースしたそのモビリティにつきましては庁舎内に保管しております、観光客、住民の方々からは事前予約していただきまして、平日につきましては役場、観光課の方で受け付けします。土日につきましては観光協会にお願いしまして、そちらの事務をやつていただきたいと思っているところでございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

先程もありましたが、文化財補助金の減額の関係、観自在王院跡の公有化の事業ですね、これ3軒あって対象が変わったということの回答を得ましたが、これは当初5,000万円ですね、5,033万6,000円ということで、移転が1軒だけなのか2軒になっているのか、その辺のところね、800万円を減額したということは4,500万円ぐらい使用したということになると思うのですが、1軒なのか2軒なのかということですね、それをもうちょっと詳しくお聞きをしたいというように考えます。よろしくお願ひします。

それから農林関係ですね、農林関係の28ページの裏ですか、これは6款1項3目農業振興費の14節の使用料及び賃借料、イベントスペースの賃借料というのは何をイベントするのか、どこなのか、42万円ですね、これをひとつお聞きしたいと思います。

そして、その下の6款2項2目林業振興費の桜情景復活調査委託料、これはどこの復活を計画しているのか、それをちょっとお聞きしたいというように思います。

それから、これは出ているのかどうか分かりませんが、災害復旧費、土木災害、農林災害、林業災害、この単独と補助の箇所数ですね、これを33ページの裏の1億6,660万円の土木施設災害、それから農業施設災害の2,900万円ですか、それから林業の1,000万円という、この箇所ね、何カ所ぐらい、単独分が何カ所、補助分が何カ所といったような内訳でひとつお願いしたいというように思います。よろしくお願ひします。

議 長（青木幸保君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

ご質問ですけれども、公有化に関する予算ですけれども、今年度の当初予算は6,293万円とい

うことで、それが今回の補正によって5,222万円に減額になるということで、当初のものは家屋1軒、そしてその土地ですけれども、そちらを対象としていたものです。今回変わるもののはその家ではなくて、3軒のうちの違う1軒の土地、建物ということになります。その面積が当然変わってきますので、それに伴っての減額ということになります。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

28ページの42万円の使用料は中身は何ですかということですが、これは先程言いました消費者理解増進対策事業の一環としまして、首都圏の3カ所で農産物を販売しますということで、その中の3カ所の一つが、私も行ったことがないので分かりませんが、東京駅の近くに東京シティアイという、これは郵政省の関係の施設がありまして、そこにキッテというところが農産物等の販売をするスペースがあって、かなり盛況、賑わいを見せていると。そこを2日間借りるのに42万円ほどかかるということのようです。この費用ということでございますし、29ページの桜情景復活調査委託ですが、これは東稲山、東稲山も具体的には西行桜の森の部分を、いわゆる平泉町から、町側から長島、東稲山を見た時に桜の情景を復活させたいと、そのための調査費用ということで、主に西行桜の森、駒形峰近辺を40ヘクタールほど調査をするということでございます。

議長（青木幸保君）

鳥畠建設水道課長。

建設水道課長（鳥畠正彦君）

それでは33ページの裏の災害復旧費の、最初に土木施設災害復旧費の工事請負費が1億6,660万円ということですが、まず単独分の2,220万円、これについては箇所数は100カ所を見ております。そして、災害復旧費の補助対象の補助分が1億4,440万円、これは25カ所を見ております。

次に34ページの農業用施設災害復旧事業費の工事請負費2,900万円ですが、最初に単独分の1,900万円、これについては農業用施設が10カ所、農地が30件、そのほかに実は水路等に土砂が入って閉塞しているということの箇所も合わせた事業費でございまして、それが1,900万円、次に補助対象分が1,000万円ですが、この内訳は農業用施設が1件、農地が4件を見込んでいるものでございます。次にその下ですが、林道施設災害、工事請負費1,000万円のうち200万円の単独分、これについては5カ所を見ております。その下の補助分800万円については2カ所を見ているという状況でございます。

議長（青木幸保君）

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後2時10分

議長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

2点ほどお伺いします。

まず1点目はその電気自動車の件ですけれども、これは国の補助みたいですけれども、補助の金額125万6,000円ですよね。どうもこれかかっているのが自動車任意保険料とか委託料、車借り上げ料、コンセント新設工事など合わせるとどうでしょう、約400万円かかっていますよね。この差額はどうなるのかですね。それと、やはり自動車の任意保険料を払っているということは無償で貸していいものかどうかというところなのですよね。やはりコストかかっているのに、一応実証実験だということを考えたにしても、やはり保険料ぐらい出してもらうのが普通ではないかと。しかも電気、これね、かかっているわけですよね、電気自動車ね、電気の充電代、コンセントも新設している、だから、やはりコスト意識を考えたらただでやればいいというところがちょっと私は納得できないので、その辺、もう少し説明してください。

それと、もう1点は34ページの裏、一番最後、予備費なのですよ。予備費が当初1,000万円で補正で1,000万円、合計2,000万円、予定組んでいますね。なんか前の町長の時代、予備費というのは100万円とか500万円程度のような気がしたのですよね。随分これ多いと。何か使う目的があって増やしているのかどうか、その辺、説明お願いします。

以上です。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

超小型モビリティの関係で無償というのはやはりコスト的にはどうだという話でございます。確かに事業費そのものが400万円、500万円近くまでいっておりまして、ましてや電気代もかかるということで、無償ということもやはりちょっとあれですので、ただ、3年間の事業認可を受けておりましたので、その辺、有料できるかどうかも含めて今後、国土交通省の方と東部運輸局でございますので、そちらの方と協議して、もしそういった形でいくらかでもとれるというのであればそういった形の方でやっていきたいと検討していきたいと思います。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

予備費についてでございます。

現予算でございました予備費1,000万円のうち780万円相当の額につきましては、7月25、26日に発生しました豪雨災害で大小被災箇所100カ所ほど発生いたしました。そのうち早急に対処

しなければならない箇所 50 カ所ほどございましたので、その 50 カ所への対応費用として予備費を充用させていただいたところでございまして、現在は予備費現額が 220 万円ほどしかないと
いう状況でございます。今後まだまだ台風等の発生が予想されますことと、それから冬季に入つての除雪費用の不足等が想定されますことから、今回更に 1,000 万円を補正増額させていただい
たところでございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

ちょっと単純な質問ですが、28 ページの裏の 6 款 1 項 3 目農業振興費の 19 節のところで、
ビニールハウスの設置事業補助金ということで 200 万円、これは道の駅とかそういったことで奨
励するという形のものかとは思うのですが、大体どれぐらいの補助率というか何人ぐらい、その
内訳をちょっと教えていただきたいと思います。

議 長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

まずビニールハウスの設置に対する補助の考え方ですけれども、これは園芸用のビニールハウ
スということを考えておりまして、例えば水稻用という部分、既設の水稻ビニールハウスとい
うことではなく、新しく園芸用のビニールハウスを設置する場合にその費用の 3 分の 2 を補助すると、
また既設のビニールハウスのビニールを張替えたいと、新しくですね、大分古くなつたと、張替
えたいという時はそのビニールの資材費の 3 分の 2 を補助すると。ただし、その要件としまして
は、今後そこのビニールハウスを使って、もちろん農産物を栽培、生産、出荷していただくと、
それを 5 カ年そういった計画書をつくって出していただいて、細かい内容についてはこれからで
すが、いずれ 5 年間はそういった生産出荷をしていただくという条件のもとに補助金を出すとい
うものでございます。

まずは新しくビニールハウスを設置する分については、大体 25 万円を上限としまして 6
件程度、そしてビニールの張替えについては 5 万円を限度として 10 件ということで 200 万円、
今回したということでございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

それでは進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第48号、平成25年度平泉町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第21、議案第49号、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

議案第49号、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

37ページ裏をご覧願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので項の補正額でご説明いたします。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税718万6,000円、これは7月1日の本算定によります賦課額の追加です、税の追加でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金74万8,000円の減、前期高齢者交付金の決定によります660万円の減、それから後期高齢者支援金の決定によります522万円の増を含みました国庫負担金の減額でございます。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金141万4,000円、これは平成24年度の退職者医療交付金の追加でございます。

7款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金2,069万1,000円、これも当初の交付決定額による追加でございます。

歳入合計補正額2,854万3,000円。

歳出、3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等1,633万2,000円、これも当初の決定額により追加です。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等19万5,000円の減。

6款介護納付金、1項介護納付金217万3,000円、これも当初の決定額によります追加でござい

ます。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金477万1,000円、療養給付費国庫負担金の返還金等でございます。

10 款基金積立金、1 項基金積立金642万3,000円、これは今後の医療費の増に備えるため基金積立としております。

12 款前年度繰上充用金、1 項前年度繰上充用金96万1,000円の減、これは5月補正では繰上充用金が332万1,000円としておりましたが、出納整理期間での収入も見込めたことによりまして減額補正としております。

歳出合計補正額2,854万3,000円でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

進行いたします。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

（举手全員）

議長（青木幸保君）

举手全員です。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第22、議案第50号、平成25年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

議案第50号、平成25年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明を

させていただきます。

41ページ裏をご覧願います。

第1表の歳入歳出予算補正でございますが、款項同額でございますので項の補正額で説明いたします。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料86万4,000円。

4款繰越金、1項繰越金61万6,000円。

歳入合計148万円。

歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金148万円。

歳出合計148万円の補正でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号、平成25年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第23、議案第51号、平成25年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

議案第51号、平成25年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

43ページの裏をご覧願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので項の補正額でご説明いたします。

歳入、2款繰入金、1項他会計繰入金187万2,000円、これは7月27日の大雨災害によりますポンプの交換工事等に係る一般管理費の財源として繰入金を追加しているところでございます。

3款繰越金、1項繰越金119万1,000円。

歳入合計306万3,000円。

歳出、1款総務費、1項総務管理費306万3,000円。

歳出合計306万3,000円の補正でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

44ページの裏ですが、歳出の中の工事請負費、監視カメラシステム設置工事費ですけれども、これもう少し詳しく、どういうふうなものをどういうふうにか説明お願いします。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

今、温泉におきましてはあまりいい傾向ではないのですけれども、1年間に数件ほどお財布が盗まれるとかそういう状況がありまして、警察を呼んだりしている状況です。それで、そういう関係から警察の指導もありまして、玄関と浴場の入口に2台ほど監視カメラを設置したいというふうに考えているところでございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

そうしますと撮影したものは何かに残さなければいけないわけですね、その辺はどういうふうになっているのですか。そこら辺まで詳しくというのはそういう意味なのですよ。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

入館者の安全確保のために設置ですけれども、画面上での見れるようになるかと思っていますけれども、すいません、詳細のカメラにつきましては画面にするか紙というか写真化するかというところまでは把握していません。データで保管するような感じになるとは思います。

議 長（青木幸保君）

暫時休憩します。

休憩 午後2時42分

再開 午後2時48分

議 長（青木幸保君）

再開をいたします。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

このシステムは2日間くらい録画していて再生できるということで、また、その録画できる機械も設定したいというところで、設定するということで今考えております。

以上です。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

ちょっと今の答弁、ちょっと確認させてください。

監視カメラは設定して、そのシステム自体も2日間くらいの録画をする機械と一緒に設定することですね。そういうことでいいですね。確認します。はい、そうですね。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

それでは進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号、平成25年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第24、議案第52号、平成25年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

議案書の45ページをお開き願います。

議案第52号、平成25年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

45ページの裏をお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でご説明させていただきます。款項同額補正ですので項の補正額でご説明申し上げます。

歳入、1款使用料、1項駐車場使用料1,087万8,000円の減でございます。

3款繰越金、1項繰越金993万6,000円の増でございます。

歳入合計94万2,000円の減でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費94万2,000円の減でございます。

歳出合計94万2,000円の減でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

46ページの1款1項1目駐車場使用料ですが、1,087万8,000円減ですね。ということは、当初の見込みに対しての減ということで十何%減るという、これは今までの実績に対してですか。例えば4月から何月までの実績がそうで、予算もそういうふうに変えたということでいいのでしょうか。ちょっとそこら辺、説明お願いします。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

46ページの駐車場使用料の関係でございますが、4月から8月までの実績と今後の見通しを踏まえまして、今回の減額補正に至ったところでございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

歳出の部分で13節の警備委託料188万1,000円というのが減額になっておりますが、この委託料は最初の年度初めに決めていくものだと思うのですが、途中で減額という中身をお知らせいただきたいと思います。

それと全体的な関連で、以前、第2駐車場の方に世界遺産登録でお客さんが増えるのだろうということで新たに1,000いくらかの経費で2カ所ほど整備したという話ですが、その入り込み状況も聞きたいのですが、世界遺産登録で増えた分ということで予想で整備したわけですが、その後はどういう活用のあり方をしようとしておるのか、一旦整備してしまうと今の現状、このままどう扱うか前に戻すのかという話も出てくる、あのスペースですから現状をどう維持するかという話だと思いますが、その契約的なものはよく分からぬのですが、その分をお聞かせいただきたいと思います。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

歳出の総務費の委託料、警備委託料の内容でございますが、これは4月から8月までの実績、今後の実績も見込みまして191人分の警備員を減額いたしまして、金額といたしまして188万1,000円の減となったところでございますし、昨年度整備いたしました臨時駐車場につきましては、第2駐車場に隣接する駐車場分につきましては3年間の賃貸契約ということでお借りしておりますし、坂下線沿いの朝田建設の分につきましてもそういった形で3年間という形でお借りしておるところでございます。それを過ぎたらまた再更新するか原状に復すかは今後地権者との協議が必要かと思われます。

もう一つの高架下につきましては、今、その高架下につきましては国土交通省にお借りして整備させていただいておりますので、今後の見通しについてはまた国土交通省との協議が必要になるかとは思っております。

第2駐車場の今の利用状況ですが、やはり5月の連休、お盆中、大曲の花火がある時につきましてはその駐車場を利用していただいて渋滞の緩和に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

また関連でございますが、以前より世界遺産登録になった時に何年かはこういう状況が続いてその後はという話があった時に、やはり最終的には世界遺産の効果というものをうまく使う方法というのを、やはりある程度高止まりを止まるにしても下がるにしても高い部分で止まるような格好にしたいというお話をございました。私も、最低でも200万人を下らないような毎年の維持のあり方というのをやはり考えていかなければいけないと思っておりましたが、その点に関して観光課としてはどのように考えておるのか、いろいろと方策を考えてやっているのは分かつ

ておりますけれども、その部分をお聞かせいただきたいと、そのように思います。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

確かにこの世界遺産登録の効果が薄れていきましたが、観光客の入り込みにつきましては高止まり、大体250万人まではちょっと、昨年は260万人という形でしたが、1割くらいの減で高止まりして200万人から230万人の観光客、ここ何年かはということで予想はしておりますが、ただ、観光客に来ていただくためにはどういった形の観光施策が必要かということで観光振興計画を平成24年度につくらせていただきましたので、八つの項目がありましたので、それらを長期、中期、短期と分けてございますので、関係団体、観光協会の方々とそういった施策について協議をし、また、平泉町に滞在していただくような取り組みを今後皆さんと共に官民一体となった取り組みをして、観光客の高止まりに努めて参りたいと思っております。

議 長（青木幸保君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号、平成25年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

（举 手 全 員）

議 長（青木幸保君）

举手全員です。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第25、議案第53号、平成25年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畠建設水道課長。

建設水道課長（鳥畠正彦君）

それでは、議案書47ページでございます。

議案第53号、平成25年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

それでは47ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は項の補正額でご説明をいたします。

初めに歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金930万9,000円の減。

5款繰越金、1項繰越金996万5,000円の増。

歳入合計65万6,000円の増。

次に歳出でございます。

1款下水道事業費、1項下水道事業費65万6,000円の増。

歳出合計65万6,000円の増。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

48ページの裏、13節委託料の管路実施設計業務委託料というのはどこをやるのかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畠建設水道課長。

建設水道課長（鳥畠正彦君）

委託料の900万円ですが、来年度以降計画しております八坂神社の付近といすゞ自動車の付近の管路設計をしたいということで計上したものでございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

そうすると、下水道事業は色々と計画どおり進めているということで解釈してよろしいのでしょうか。私、前々から下水道は少しブレーキかけるべきではないかと、もう少し投資に対するあれがなかなか、平泉では費用対効果が思うように出ていないというようなことを盛んと言いまして、非常に町の財政の大きい要素は下水道にあるというふうに私は思っておりますので、結局実施すればまたそのとおり進めるというふうに、即進めるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

議 長（青木幸保君）

鳥畠建設水道課長。

建設水道課長（鳥畠正彦君）

実は下水道事業につきましては国の補助金事業を使って整備しているわけですけれども、実は年々、国からの交付額が減少しております。今年度につきましては一応6,000万円の要望をいたしましたが、その8割しか付かないということで、総事業費で4,800万円ほどの国からの交付金の内容でございまして、いずれ今の計画では祇園地区まではやるという計画で地域住民の方々にも説明をしておりますので、その部分に関しては予定どおり進めたいというふうに考えております。その後につきましては高田前住宅付近を次の予定としておりますけれども、その部分に関しては若干、建設水道課でも受益者戸数等も再度把握しながら検討はして参りたいというふうに考えております。

議 長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

先日、総務教民常任委員会の方で朝日町に行って参りました。その時に町の財政のものをいただいたわけですけれども、つい下水の方にいきました。ちょっと今資料を忘れてきましたけれども、7,700人の町で水洗化率が約90%近くいっています。集落排水がほんの一部分で、あとは全部合併浄化槽をやって、年間の維持費が2,500万円、非常に驚いて帰って参りました。何とかその辺も見直すことができないのかということを再三にわたって質問してきたつもりでございます。以上、その辺もお考えいただいて、ひとつ進めていただきたいと思います。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

進行いたします

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第53号、平成25年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第26、議案第54号、平成25年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畠建設水道課長。

建設水道課長（鳥畠正彦君）

議案書49ページでございます。

議案第54号、平成25年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

49ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額でございますので項の補正額でご説明をいたします。

初めに歳入でございます。

4款繰越金、1項繰越金44万5,000円。

歳入合計44万5,000円。

次に歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費44万5,000円。

歳出合計44万5,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第54号、平成25年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第27、議案第55号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畠建設水道課長。

建設水道課長（鳥畠正彦君）

議案書51ページでございます。

議案第55号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

それでは51ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明をいたします。

初めに歳入でございます。

5款繰越金、1項繰越金454万4,000円の増。

歳入合計454万4,000円の増。

次に歳出でございます。

1款水道事業費454万4,000円の増、1項水道管理費254万4,000円の増、3項水道事業費200万円の増でございます。

歳出合計454万4,000円の増。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第55号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

休憩といたします。

休憩 午後3時08分

再開 午後3時22分

議長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

日程第28、同意第2号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

菅原町長。

町長（菅原正義君）

追加議案の説明をさせていただきます。

議案書その2の1ページをお開きください。

同意第2号の提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについてでございます。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、平泉町平泉字山岸64番地3、氏名、千葉昭夫、生年月日、昭和16年8月14日。

この同案件は、千葉昭夫委員が平成25年9月27日をもって任期満了になることから同意をお願いしようとするものでございます。

よろしくお願ひを申し上げます。

議長（青木幸保君）

以上で説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第2号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（青木幸保君）

起立全員です。

したがって、同意第2号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについては、同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 24 分

再開 午後 3 時 25 分

議 長（青木幸保君）

再開します。

日程第 29、同意第 3 号から日程第 31、同意第 5 号まで、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めるについてを一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

議案書その 2 の 2 ページをお開きください。

同意第 3 号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めるについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に任命することについて、地方自治法施行規程第 17 条第 5 項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

住所、平泉町平泉字衣闌 224 番地、氏名、岩渕光三郎、生年月日、昭和 11 年 2 月 6 日。

この同意案件は、岩渕光三郎委員が平成 25 年 9 月 30 日をもって任期満了になることから同意をお願いしようとするものでございます。

次に、議案書その 2 の 3 ページをお開きください。

同意第 4 号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めるについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に任命することについて、地方自治法施行規程第 17 条第 5 項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

住所、平泉町平泉字日照田 42 番地 2、氏名、小室光子、生年月日、昭和 22 年 5 月 20 日。

この同意案件は、小室光子委員が平成 25 年 9 月 30 日をもって任期満了になることから同意をお願いしようとするものでございます。

次に、議案書その 2 の 4 ページをお開き願います。

同意第 5 号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めるについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に任命することについて、地方自治法施行規程第 17 条第 5 項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

住所、平泉町平泉字正法 83 番地、氏名、齋藤清壽、生年月日、昭和 28 年 5 月 23 日。

なお、この同意案件は、齋藤清壽委員が平成 25 年 9 月 30 日をもって任期満了になることから同意をお願いしようとするものでございます。

よろしくお願ひを申し上げます。

議 長（青木幸保君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第3号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めるについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（青木幸保君）

起立全員です。

したがって、同意第3号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めるについては、同意することに決定しました。

次に、同意第4号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めるについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（青木幸保君）

起立全員です。

したがって、同意第4号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めるについては、同意することに決定しました。

次に、同意第5号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めるについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（青木幸保君）

起立全員です。

したがって、同意第5号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めるについては、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後3時30分

再開 午後3時31分

議 長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

日程第32、同意第6号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

議案書その2の5ページをお開きください。

同意第6号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、平泉町平泉字花立1番地2、氏名、佐熊睦子、生年月日、昭和17年10月20日。

この同意案件は、佐熊睦子委員が平成25年9月30日をもって任期満了になることから同意をお願いしようとするものでございます。

よろしくお願ひを申し上げます。

議 長（青木幸保君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第6号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（青木幸保君）

起立全員です。

したがって、同意第6号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについては、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後3時34分

再開 午後3時35分

議 長（青木幸保君）

再開します。

日程第33、発議第5号、道州制導入に断固反対する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

6 番、石川章議員。

6 番（石川章君）

発議第5号、道州制導入に断固反対する意見書の提出について、提出者は石川章、賛成者は升沢博子議員、寺崎敏子議員、佐藤孝悟議員、阿部正人議員でございます

道州制導入に断固反対する意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

道州制導入に断固反対する意見書（案）。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議會議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議會議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、同州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々平泉町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月20日、岩手県平泉町議会。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（青木幸保君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから発議第5号、道州制導入に断固反対する意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

（举手全員）

議長（青木幸保君）

举手全員です。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第34、発議第6号、議員による県外研修視察の実施についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

発議第6号を申し上げます。

提出者は私、千葉勝男。賛成者は、佐々木雄一、佐藤孝悟、升沢博子、高橋幸喜、それぞれの議員でございます。

議員による県外研修視察の実施について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

裏のページをご覧ください。

議員による県外研修視察の実施について。

平泉の文化遺産が世界遺産に登録され、国内外から多くの観光客が訪れているところであり、訪れる人も住む人も心が安らぐ、世界遺産の町としてのまちづくりが重要課題の一つであると考えます。

国立博物館誘致については、まさに世界遺産の町である本町にふさわしい施設であり、議会としては特別委員会を組織し長年に渡り運動を展開して来たところですが、九州国立博物館は100年もの誘致活動を続け、ようやく実現したと言われております。この際、現地に足を運びその経過や活動内容を調査研究する必要があります。

また、世界遺産登録後の観光振興についてありますが、観光地のあり方も様変わりしてきており、本町の観光振興発展のために何が必要か調査研究する必要があります。近年非常に多くの観光客を迎える、そして国内有数の観光地に発展した大分県由布院のその取り組みと現状について、調査研究する必要があります。

こうした観点に立って議員全員による研修視察を下記により実施することを発議します。

記、1、実施期日、平成25年10月22日～24日までです。研修視察地、福岡県太宰府市、大分県由布市、研修視察目的、一つは国立博物館誘致の取り組みについて、二つ目として世界遺産登録後の観光振興についてであります。

どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

議長（青木幸保君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから発議第6号、議員による県外研修視察の実施についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

以上で、本定例会に付議された全ての議案が議了しました。

閉会宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、平成25年第3回平泉町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

閉会 午後3時45分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青木幸保

署名議員 石川章

同 佐々木雄一